

中野区立児童館及び併設学童クラブ運営業務委託事業者選定 評価基準表

別表

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点 (満点)	
① 応募者の運営能力	同種業務の実績	東京都内又は近隣県(埼玉、千葉、神奈川)内での児童館の運営年数 (令和7年4月1日現在)	◆5年以上継続運営実績あり	3	3	
			◆3年以上5年未満継続運営実績あり	2		
			◆2年以上3年未満継続運営実績あり	1		
			◆1年以上2年未満継続運営実績あり	0		
		東京都内又は近隣県(埼玉、千葉、神奈川)内での学童クラブの運営年数 (令和7年4月1日現在)	◆5年以上継続運営実績あり	3	3	
			◆3年以上5年未満継続運営実績あり	2		
			◆2年以上3年未満継続運営実績あり	1		
			◆1年以上2年未満継続運営実績あり	0		
		現地審査	※別紙1-1及び1-2の各評価点①②の平均値を算出し、評価点とする。	0～45	45	
	企画提案等による評価		※別紙2のとおり 書類審査の評価点合計が40点未満、または◆印の付いた指定項目で評価点1点未満が3項目以上ある場合は、契約交渉の相手方としない。	0～116	116	
					8	
② 応募者の信頼性・社会性評価	営業所の所在地	中野区内における営業所の有無	◆中野区内にあり	2	2	
			◆中野区内になし	0		
	ISOマネジメントの取り組み等	ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズ(エコアクション21含)の認証	◆いずれも取得している	2	2	
			◆いずれかを取得している	1		
			◆いずれも取得していない	0		
	障害者の雇用状況	雇用期間1年以上の者を対象 ※法定雇用率2.5%換算 □法定義務のある企業(従業員40名以上)	◆法定義務のある企業	法定雇用率以上の雇用あり	2	2
				雇用あり(法定雇用率未満)	1	
			◆法定義務のない企業	雇用あり	2	
			◆雇用なし	0		
	高齢者(65歳以上)の雇用状況	雇用期間1年以上の者を対象	◆雇用あり	1	1	
			◆雇用なし	0		
	男女共同参画の状況	育児・介護休業制度の有無※就業規則への記載	◆あり	1	1	
			◆なし	0		
③価格					75 × (1 - 見積額 / 54,525,000 円 (参考基準価格)) ただし、価格点の上限は 15 点とする。	≦ 15

評価合計 : ①「応募者の技術力評価点」 + ②「応募者の信頼性・社会性評価点」 + ③「提案価格評価点」

≦ 190

中野区立児童館及び併設学童クラブ運営業務委託 運営状況による評価基準表

別表 別紙1-1

種別	評価項目	評価項目詳細/◆評価の視点	配点
現 地 審 査	児童館運営	1 子どもの健全育成及び居場所の提供	15
		①遊びや子ども同士のかかわりの中で、様々な活動に自発的に取り組めるよう職員が援助できている。 ◆児童館ガイドライン 第4章 1遊びによる子どもの育成 (1)(3)	3
		②子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりするなど遊びの幅を広げられるような遊びの環境、遊具の工夫がされている。 ◆児童館ガイドライン 第4章 1遊びによる子どもの育成 (2)	3
		③子どもが落ち着いて過ごすことができる居場所となっており、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助できている。 ◆児童館ガイドライン 第4章 2子どもの居場所の提供	3
		④子どもの話し合いの場を定期的に設け、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるよう努めている。 ◆児童館ガイドライン 第4章 3こどもの権利や意見を尊重した活動の実施	3
		⑤子どもが権利の主体であることを実感でき、親子で子どもの権利について学ぶことができる取り組みが実施されている。 ◆児童館ガイドライン 第4章 3こどもの権利や意見を尊重した活動の実施(1)	3
		2 子育て支援の実施	15
		①保護者が子育てについて気軽に相談できる子育て支援活動を実施している。 ◆児童館ガイドライン 第4章 5子育て支援の実施 (1)①②	3
		②児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めている。 ◆児童館ガイドライン 第4章 5子育て支援の実施 (1)④	3
		③子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮されている。 ◆児童館ガイドライン 第4章 5子育て支援の実施 (1)(2)	3
		④子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して子育て支援活動が定期的に行われている。 ◆児童館ガイドライン 第4章 5子育て支援の実施 (2)②	3
		⑤中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組が実施されている。 ◆児童館ガイドライン 第4章 5子育て支援の実施 (3)②	3
		3 子どもの安全対策・衛生管理	15
		①遊びや活動中に事故やケガが起きないように、室内及び屋外の安全な環境が整えられているとともに、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施している。 ◆児童館ガイドライン 第7章 1安全管理・ケガの予防(2)①	3
		②緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関や避難所等についてあらかじめ職員全員で共有されており、緊急時に速やかに対応できるようマニュアルに沿った訓練が実施されている。 ◆児童館ガイドライン 第7章 1安全管理・ケガの予防(3)①	3
		③事故や怪我、災害や犯罪等の緊急時に適切な対応ができるよう運営上必要なマニュアルが整備されており、安全確保に関する情報が職員間で共有されている。 ◆児童館ガイドライン 第7章 4防災・防犯対策(1)	3
		④子どもの感染症の予防や健康維持のため、室内の衛生管理及び子どもへの衛生指導が行き届いている。 ◆児童館ガイドライン 第7章 5衛生管理	3
		⑤性被害防止のため、こどもの発達段階に応じた啓発活動を行うとともに、こども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう体制を構築している。 ◆児童館ガイドライン 第7章 6性被害防止	3

合 計	45
-----	----

配点の考え方

提案の評価	点数 (配点3点)
特に優れている	3
優れている	2
普通	1
不十分	0

※「運営状況の評価」は、児童館運営に精通している児童館長、運営担当職員による現地調査結果に基づき、所管部選定委員会において、各選定委員の合議により評価点を決定する。

中野区立児童館及び併設学童クラブ運営業務委託 運営状況による評価基準表

別表 別紙1-2

種別	評価項目	評価項目詳細/◆評価の視点	配点
現 地 審 査	学 童 ク ラ ブ 運 営	1 育成支援の内容	24
		①子ども遊びの幅を広げられるような遊びの環境、遊具の工夫がされている。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容1	3
		②子どもが自身の権利や性被害防止の対策について理解を深めるための取り組みを行っている。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容1	3
		③それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごすことができている。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容1(2)	3
		④子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行っている。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容1(3)	3
		⑤子どもの様子を日常的に保護者へ伝え、職員と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合うようにしている。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容1(4)①	3
		⑥育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等の相談対応を実施している。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容4(2)	3
		⑦子どもが学童クラブでの過ごし方について理解し、放課後の時間を自己管理するとともに主体的に生活できるように援助している。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容1(4)③	3
		⑧子どもが、職員に対して自分の気持ちや意見を表現することができるよう信頼関係を築き、行事等の活動に主体的に関わることができるようにしている。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容1(4)⑥	3
		2 障害のある子どもや特別支援児童の子どもへの対応	6
		①障害のある子どもや特別な支援が必要な子どもが、他の子どもたちと生活を通して共に成長できるような支援を行っている。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容2(2)	3
		①障害のある子どもや特別な支援が必要な子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて職員配置等の工夫を行っている。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容2(2)	3
		3 子どもの安全対策・衛生管理	15
		①子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助している。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容1(4)⑧	3
		②子どもの感染症の予防や健康維持のため、室内の衛生管理及び子どもへの衛生指導が行き届いている。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策2(1)	3
		③遊びや活動中に事故やケガが起きないように、室内及び屋外の安全な環境が整えられており、環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行っている。また、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、職員間で共有している。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策2(2)	3
		④おやつ提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、職員が配慮すべきことや応急対応等について共有し学ぶ機会が設けられている。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策2(2)	3
		⑤市町村との連携のもとに災害や不審者の侵入等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしている。 ◆放課後児童クラブ運営指針 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策2(3)	3

合 計	45
-----	----

配点の考え方

提案の評価	点数 (配点3点)
特に優れている	3
優れている	2
普通	1
不十分	0

※「運営状況の評価」は、学童クラブ運営に精通している学童クラブ所長、運営担当職員による現地調査結果に基づき、所管部選定委員会において、各選定委員の合議により評価点を決定する。

中野区立児童館及び併設学童クラブ運営業務委託 企画提案等による評価基準

別表 別紙2

種別	評価項目		評価項目詳細/◆評価の視点	配点	
書類審査	書類審査 計			104	
	企画提案力	・業務理解度	★【共通】視点の記述が業務内容に沿ったものになっているか	3	
		・資料調整力	【共通】内容や表現が正確で、分かりやすいものになっているか	3	
		・説得力	★【共通】提案内容が具体的で、実行性があるものになっているか	3	
	1. 児童館・学童クラブ運営業務の基本方針	★【児童館】「児童館ガイドライン」に基づく児童の健全育成及び「中野区児童館運営・整備推進計画」に基づく乳幼児機能強化型児童館の役割を十分理解しているか	★【児童館】「放課後児童クラブ運営指針」に基づく児童の健全育成及び「放課後児童対策パッケージ」の観点から学童クラブの役割を十分理解しているか	3	
			★【共通】子どもの権利の尊重の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮した運営を意識しているか	5	
					35
			2. 業務内容及び実施の考え方	★①【児童館】0歳から18歳までの子どもとその保護者が使いやすいタイムシェアやゾーニング（隣接公園の活用も含む）が示されているか	5
		★②【児童館】乳幼児親子向けのイベントや講座の充実に関する取り組みが示されているか		5	
		③【児童館】利用者の子育て等に関する相談、子どもからの悩み等に関する相談への対応が示されているか		5	
		★④【学童クラブ】児童の安全安心を確保しながら、健全な育成を図る姿勢があるか		5	
		⑤【学童クラブ】児童の自主性、社会性を培う取り組みが示されているか		5	
		⑥【学童クラブ】保護者や学校、地域から理解、協力を得る取り組みが示されているか		5	
		⑦【共通】子どもと子育て家庭の声を反映するための取り組みが示されているか		5	
		3. 業務体制			12
			★①【共通】職員配置（人数・経歴・年齢構成のバランス、継続的な配置の取組み等）の考え方が示されているか	②【児童館】児童館の開館時間における従事職員数の考え方が示されているか	3
			③【学童クラブ】学童クラブにおける児童受け入れ時間内の従事職員数の考え方が示されているか	★④【共通】職員の資質の向上と確保についての取り組みがあるか	3
			⑤【共通】子どもの権利について職員が学習するための取り組みが示されているか	★⑥【共通】運営を支える本部のバックアップ体制が整備されているか	3
			★⑦【共通】雇用形態・賃金体系及び処遇改善への取組みがあるか		3
					6
			4. 衛生管理の考え方	①【共通】利用者への衛生管理指導の取り組みが適切に行われているか	3
		②【共通】施設の衛生管理体制が整備されているか		3	
		5. 安全対策（リスクマネジメント、危機管理の考え方）			
			★①【共通】犯罪や災害発生時等緊急時のマニュアルが整備されているか	②【学童クラブ】アレルギー対策とアレルギー反応に対する対応が示されているか	3
			3		
	6. 苦情処理			6	
		★①【共通】苦情処理についての解決までの手順が明確で、適切に対応できる体制になっているか	★②【共通】苦情処理に対する本部のバックアップ体制が整備されているか	3	
				3	
	7. 地域、関係機関とのかわり			6	
		①【共通】地域住民や団体との連携や関係構築が図られているか	②【共通】学校・関連機関との連携や関係構築が図られているか	3	
				3	
	8. 子どもの意見反映			10	
		①【共通】子どもが「楽しい場所にするために必要」と考えた意見を踏まえ、実現に向けた具体的な取組が示されているか	②【共通】子どもの意見を尊重し、良好な取組を継続・発展させていく工夫があるか	5	
				5	
	9. その他の提案			3	
		【共通】創意工夫や独自性のある提案がされているか		3	
	ヒアリング審査	ヒアリング審査 計			12
		ヒアリング	・取り組み意欲	【共通】目的を的確に捉え、参画意欲が感じられるか	3
			・業務説明	【共通】企画提案内容に関し、的確かつ簡潔に説明が行われているか	3
			・業務内容の理解度	【共通】企画提案書の内容と回答内容との間に整合性はあるか。業務内容を理解し、回答が企画提案書を補完するものとなっているか	3
・信頼性			【共通】応答が明快で迅速か。業務に対する責任感、誠実さが感じられる説明か	3	
合 計			116		

配点の考え方

提案の評価	点数 (配点3点)	点数 (配点5点)
特に優れている	3	5
優れている	2	3
普通	1	1
不十分	0	0

※書類審査の評価点合計が40点未満、または★印の付いた指定項目で評価点1点未満が3項目以上ある場合は、契約交渉の相手方としない。